

福山市教育委員会会議（第5回）議事日程

2025年（令和7年）8月29日
午前10時00分 於：教育委員室

- | | | |
|--------|--|---|
| 日程第1 | 教育委員会会議録の承認について | |
| 日程第2 | 教育長報告 | 1 |
| 日程第3 | 議第19号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について | 3 |
| 日程第4 | 議第20号 福山市立福山中・高等学校学則の一部改正について | 4 |
| 日程第5 | 議第21号 2026年度（令和8年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について | 7 |
| * 日程第6 | 議第22号 議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について | |
| * 日程第7 | 議第23号 2026年度（令和8年度）福山市立福山高等学校の入学定員について | |
| * 日程第8 | 議第24号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事） | |

*は非公開予定

教育長報告

7月	24日	木	令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体2025」総合開会式（広島県立総合体育館）
	25日	金	
	26日	土	
	27日	日	
	28日	月	非核平和行進出発式（市役所北側広場）
	29日	火	北京市教育交流推進事業出発式（市民ホール） N響コンサート（リーデンローズ）
	30日	水	学校訪問（湯田小） 市長表敬訪問〔福山市空手道連盟〕
	31日	木	福山教育フォーラム（オンライン） 市長表敬訪問〔福山南道院拳友会 少林寺拳法〕
8月	1日	金	学校訪問（赤坂小）
	2日	土	
	3日	日	
	4日	月	退職校長会と福山市教育委員会語る会（教育委員室）
	5日	火	市長表敬訪問〔福山市中学校体育連盟〕
	6日	水	市長表敬訪問〔福山ローザス・セレソン フットサル〕
	7日	木	学校訪問（神辺中）
	8日	金	福山市立大学新棟整備事業安全祈願祭（市立大学） 2025市民平和のつどい・第71回市民平和大会（ローズコム） 第71回原爆・福山戦災死没者慰霊式（中央公園）
	9日	土	
	10日	日	
	11日	月	
	12日	火	
	13日	水	
	14日	木	市長表敬訪問〔flowers 手話ダンス〕
	15日	金	
	16日	土	
	17日	日	
	18日	月	広島県都市教育長会秋の総会役員会（オンライン）
	19日	火	令和7年度福山地区公立学校校長会連合会総会及び第1回研究大会（ローズコム）
	20日	水	広島県学校給食研究大会（ローズコム）
	21日	木	学校訪問（瀬戸小） リトアニア共和国アリートゥス市との覚書調印式（第4応接室）
	22日	金	市長表敬訪問〔福山ジュニアバレーボールクラブ、井原バレーボールクラブ〕
	23日	土	第96回都市対抗野球大会JFE西日本硬式野球部壮行会（市民ホール）
	24日	日	
	25日	月	市長表敬訪問〔小学生ゴルフ〕

	26 日	火	行政懇談会
	27 日	水	学校訪問（竹尋小、中央中）
	28 日	木	2025年度（令和7年度）第2回福山市生涯学習振興基金運営協議会 令和7年度広島県市町教育委員会連合会第2回役員会（オンライン） 学校保健会理事会（すこやかセンター）
	29 日	金	第5回教育委員会会議

議第19号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するほか、市民への説明責任を果たすため、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を毎年度行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表する。

(2) 点検及び評価の対象

ア 2024年度（令和6年度）の教育委員会の活動状況

イ 2022年（令和4年）3月に策定した第三次福山市教育振興基本計画に基づく「就学前教育」、「学校教育」、「生涯学習・社会教育」、「文化財保護」の各分野の取組

(3) 点検及び評価の方法

ア 点検及び評価の視点

数値指標のほか、主な取組の実績などから総合的に判断し、「順調」「おおむね順調」「やや遅れ」「遅れ」の4段階で評価

イ 学識経験者の知見の活用

教育に関し学識経験を有する3名の者から意見を聴取

(4) 2025年度（令和7年度）教育委員会点検・評価報告書【別冊資料】

議第 20 号

福山市立福山中・高等学校学則の一部改正について

福山市立福山中・高等学校学則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）の改正により、2026 年度（令和 8 年度）から公立中学校の 1 学級の生徒の数の標準が 35 人学級に段階的に引き下げられること（2026 年度（令和 8 年度）通常国会に改正案提出予定）に伴い、所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

福山市立福山中学校の生徒の定員については、第 1 学年から第 3 学年まで段階的に 105 人としていく。

(第 12 条関係)

1 2026 年度（令和 8 年度）

改正後	定員			
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	計
	105 人	120 人	120 人	345 人
現行	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	計
	120 人	120 人	120 人	360 人

2 2027 年度（令和 9 年度）

改正後	定員			
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	計
	105 人	105 人	120 人	330 人
現行	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	計
	105 人	120 人	120 人	345 人

3 2028 年度（令和 10 年度）

改正後	定員			
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	計
	105 人	105 人	105 人	315 人
現行	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	計
	105 人	105 人	120 人	330 人

(施行期日)

- 1 2026 年（令和 8 年）4 月 1 日
- 2 2027 年（令和 9 年）4 月 1 日
- 3 2028 年（令和 10 年）4 月 1 日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立福山中・高等学校学則の一部を改正する規則

第1条 福山市立福山中・高等学校学則（昭和44年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(生徒の定員)	(生徒の定員)
第12条 福山中学校の生徒の定員は、次のとおりとする。	第12条 福山中学校の生徒の定員は、次のとおりとする。
定員	
第1学年	第1学年
105人	120人
第2学年	第2学年
120人	120人
第3学年	第3学年
120人	120人
計	計
345人	360人

第2条 福山市立福山中・高等学校学則の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(生徒の定員)	(生徒の定員)
第12条 福山中学校の生徒の定員は、次のとおりとする。	第12条 福山中学校の生徒の定員は、次のとおりとする。
定員	
第1学年	第1学年
105人	105人
第2学年	第2学年
105人	120人
第3学年	第3学年
120人	120人
計	計
330人	345人

第3条 福山市立福山中・高等学校学則の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				現行			
(生徒の定員)				(生徒の定員)			
第12条 福山中学校の生徒の定員は、次のとおりとする。				第12条 福山中学校の生徒の定員は、次のとおりとする。			
定員				定員			
第1学年	第2学年	第3学年	計	第1学年	第2学年	第3学年	計
105人	105人	105人	315人	105人	105人	120人	330人

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の改正規定 令和8年4月1日
- (2) 第2条の改正規定 令和9年4月1日
- (3) 第3条の改正規定 令和10年4月1日

議第 21 号

2026 年度（令和 8 年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について

2026 年度（令和 8 年度）に福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書を審議の上、採択する。

【別冊資料 2】 参照